

互助組合(現職組合員)事業一覧表

互助組合
(082)228-1386

互助組合では、現職組合員を対象とする事業として給付事業・公益事業・福祉事業・貸付事業を実施しています。

《給付事業》

給付名	給付事由	給付内容	給付方法
医療給付金	組合員が、共済組合から療養の給付を受けたとき	〔(保険適用の診療費用－共済給付額)－2,500円)の5割	自動給付
治療見舞金	組合員が、次の臓器等の装着又は血友病等の治療を受けているとき ○人工肛門、人工膀胱及び心臓人工弁の装着 ○心臓ペースメーカーの施術時 ○慢性腎疾患による人工透析 ○血友病及び原発性肺高血圧症の治療	年額 50,000円	様式第64号の請求書を互助組合へ提出
傷病手当金	組合員が、共済組合から傷病手当金の給付を受けたとき	初回のみ 50,000円	様式第64号の請求書を共済組合へ提出
出産手当金	組合員又は被扶養配偶者が、出産したとき	1児につき 10,000円	様式第62号または様式第62号の2の請求書を共済組合へ提出
介護休暇手当金	組合員が、介護休暇を取得したとき	45歳未満の組合員：日額 5,000円 45歳以上の組合員：日額 7,000円 介護休業手当金の給付終了の翌日～通算120日まで給付	(互) 介護休暇請求書を互助組合へ提出
災害見舞金	組合員が、共済組合から災害見舞金の給付を受けたとき	共済組合からの災害見舞金が、標準報酬月額3月分るとき 300,000円 標準報酬月額の2～2.5月分るとき 180,000円 標準報酬月額の0.5～1.5月分るとき 60,000円	様式第65号の請求書を共済組合へ提出
	組合員が、水震火災その他非常災害により、住居若しくは家財の5分の1以上の損害を受けたとき又は平屋建の家屋で床上浸水を受けたとき	30,000円	
死亡弔慰金	組合員が、死亡したとき	1,000,000円	様式第63号の請求書を互助組合へ提出
家族療養費	組合員の被扶養者が、共済組合から療養の給付を受けたとき	〔(保険適用の診療費用－共済給付額)〕－2,500円)の5割	自動給付
家族死亡弔慰金	組合員の被扶養者が、死亡したとき	被扶養配偶者 300,000円 その他の被扶養者 20,000円	様式第63号の請求書を共済組合へ提出
遺児育英金	組合員が死亡したときに、学校に在籍している18歳以下の遺児があるとき	該当年度の3月31日時点での遺児の年齢が、(毎年給付) 0歳から12歳 年額 60,000円 13歳から15歳 年額 96,000円 16歳から18歳 年額 168,000円	初年度 遺児育英資金受給申請書を互助組合へ提出 次年度以降 現況報告書を互助組合へ提出
退会給付金	組合員が、退職(組合員資格を喪失)したとき	特別退職給付金 平成16年3月までに納付した一般掛金(給料月額10/1000)の総額から、リフレッシュ厚生計画事業付加金及び家族療養費を控除した額(平成16年3月31日時点で算定した額)の9割 生涯福祉給付金 組合員期間中に納入した生涯福祉掛金(給料月額2/1000)の総額 特別返還金 組合員期間中に納入した退職医療掛金(給料月額2/1000)の総額	(互) 退会給付金請求書を互助組合へ提出